

議案第12号

松阪市合同墓所条例の制定について

松阪市合同墓所条例を次のように制定する。

令和8年2月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市合同墓所条例

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）に基づき、松阪市合同墓所（以下「合同墓所」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合同墓所 合同墓を建てるために整備された区画をいう。
- (2) 合同墓 一つの墳墓に複数の焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (3) 焼骨 火葬後の遺骨をいう。

(名称及び位置)

第3条 合同墓所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 松阪市合同墓所

位置 松阪市久保町1912番地3 篠田山霊苑内

(使用の目的)

第4条 松阪市合同墓（以下「合同墓」という。）は、焼骨の埋蔵以外に使用することができない。ただし、焼骨に準ずるもので市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(埋蔵の許可)

第5条 合同墓へ埋蔵しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(埋蔵の資格)

第6条 合同墓へ埋蔵できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者で、現に有する焼骨を埋蔵しようとするもの
- (2) 死亡時において本市に住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとするもの
- (3) 本市内の納骨堂に収蔵されている焼骨又は本市内の墳墓に埋蔵されている焼骨を改葬しようとする者
- (4) その他市長が特別の理由があると認める者

(焼骨の返還等)

第7条 合同墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。ただし、合同墓に埋蔵する前の焼骨は、この限りでない。

(利用の制限)

第8条 合同墓は焼骨の埋蔵以外に使用してはならない。

2 焼骨を埋蔵しようとする場合は、市長が指定する納骨袋（以下「骨袋」という。）で埋蔵しなければならない。

(許可証の再交付)

第9条 合同墓の申請者は、埋蔵前に埋蔵許可証を損傷又は亡失したときは、再交付を受けなければならない。

(埋蔵料)

第10条 第5条の規定により埋蔵の許可を受けた者は、別表に掲げるところにより、埋蔵料を納付しなければならない。

(埋蔵料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、埋蔵料を減免することができる。

(埋蔵料の還付)

第12条 既納の埋蔵料は還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(合同墓台帳の備付け)

第13条 合同墓所の管理者は、規則に定める合同墓台帳を備えなければならない。

(埋蔵の取消申出)

第14条 申請者が合同墓の埋蔵許可に関する焼骨を埋蔵していない場合において、合同墓へ埋蔵しないこととなったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(埋蔵許可の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、合同墓の埋蔵許可を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 申請者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 申請者が、許可を受けた日から使用することなく3年を経過したとき。
- (4) 申請者が、前条の規定による届出を行ったとき。

(無縁焼骨の埋蔵)

第16条 市長は、次の無縁の焼骨を合同墓に埋蔵することができる。

- (1) 松阪市で死亡した行旅死亡人の無縁の焼骨
- (2) 松阪市で死亡し、法第9条第1項の規定に該当する無縁の焼骨
- (3) 松阪市納骨堂条例（平成17年松阪市条例第160号）第19条に規定する無縁の焼骨

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

合同墓埋蔵料

区分	合同墓埋蔵料
1 柱につき	35,000 円
松阪市納骨堂から改葬する場合、1 柱につき	17,500 円

備考

- 1 柱とは、骨袋 1 つ分を指す。複数人分の焼骨を 1 つの骨袋にまとめた場合も 1 柱とする。
- 2 松阪市納骨堂から改葬する場合の埋蔵料は、令和 7 年 4 月 1 日以前に使用開始した焼骨に限る。